

陳情番号	件名
第 1 号	非核三原則の法制化について
受理年月日	
24. 1. 13	

陳情の趣旨
<p>日頃、私たち原爆被爆者の援護につき、多大のご援助、ご配慮をたまわりますことに、心から感謝お礼申し上げます。</p> <p>広島、長崎に悲惨な状態をもたらした原爆投下(被爆)から、66年を経過しました。</p> <p>人類が作り出した最も残忍な兵器、核兵器により地獄を体験させられた私たちは今日まで、自らの命を削る思いで被爆体験を語り、核兵器による犠牲者が二度と生まれなことを強く願って、運動を続けてきましたが、核兵器はまだ存在し続け、我が国で昨年は放射能の被害も出ています。</p> <p>私たち被爆者はこの地球上から核兵器をなくすことが唯一の願いであり、切望です。</p> <p>オバマ大統領が、核兵器のない世界を追求していくと明言したことは、一筋の明るい光が垣間見える折、国内で198ヶ所の市町村(県内、2ヶ所含む)で「非核三原則」の法制化が採択されています。</p> <p>いまこそ日本は、核兵器を落とされた唯一の国として、核兵器の廃絶に向けて、主導的役割を果たし前進させるべき時と思われまます。</p> <p>そのために、私たち被爆者は、「非核三原則」の法制化を求めます。</p> <p>この願いが、被爆者のみでなく、国民的意義があることをご理解いただき、貴議会が「非核三原則」の法制化を促す決議を採択され、政府(総理大臣)および国会(衆参両院議員)に、その意見書を提出いただけるよう陳情いたします。</p>

陳情番号	件名
第 2 号	公的年金の改悪反対について
受理年月日	
24. 2. 8	

陳情の趣旨
<p>日夜を分かたぬ国民生活向上のためのご尽力に敬意を表します。</p> <p>さて、政府は税と社会保障の一体改革の中で私達の生活にかかわる多くの事を改悪しようとしています。</p> <p>特に年金の「特例水準解消・2.5%削減」は次のように絶対容認できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、10年も前の措置をあたかも借金でもあるように見立てるのは不当であり、消滅時効に相当する措置をとるべきです。 2、特例措置分は2004年の法改正において、物価が上昇する状況の中で解消することとしており、この約束にも反します。 3、高齢者の生活実態をまったく無視した暴挙です。この削減を行えば、消費はさらに冷え込みます。 4、年金のほとんどが地域で消費されることを考えれば、地域経済を縮小することになります。 5、全国的にはデフレ脱却はあっという間に困難になります。 <p>かかる影響を勘案いただき、貴議会において、地方自治法第99条に基づく下記事項の意見書を国に提出していただくよう陳情します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、 公的年金の「特例水準解消・2.5%削減」は行わないこと。 <p style="text-align: right;">以上</p>

陳情番号	件名
第 3 号	総合福祉部会の骨格提言に基づく障害者総合福祉法の制定を求めることについて
受理年月日	
24. 2. 20	

陳情の趣旨
<p>(趣旨)</p> <p>国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、さらに100ヶ国以上が批准を終えています。我が国は、国内法が未整備なために未だ批准ができていない状況にあります。</p> <p>一方、政府は平成25年8月までに障害者 家族 関係者の人権を尊重しない障害者自立支援法を廃止し、新たな総合福祉法を作ることを明言いたしました。</p> <p>これらの問題解決に向けて、首相を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」の下に「障がい者制度改革推進会議」が設置されました。ここでの検討を踏まえ平成23年7月には障害者基本法の改正が行われ、また8月には同推進会議の下に設けられた障害種別を超えた55名の構成員による総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられました。</p> <p>障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者自らが選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や今回の骨格提言に沿って「障害者総合福祉法（仮称）」の着実かつ速やかな立法化がまとめられています。</p> <p>(理由)</p> <p>「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づく、あらたな障害者総合福祉法の制定が、相模原市の障害者の暮らしの向上に不可欠であるため。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(陳情項目)</p> <p>1 国に対して「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づく、新たな「障害者総合福祉法」の制定を求める意見書を提出してください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

陳情番号	件名
第 4 号	都市再生機構賃貸住宅を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求めることについて
受理年月日	
24. 2. 20	

陳情の趣旨
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>野田内閣は2012年1月20日の閣議で、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を決定しました。私達の住む団地の大家であり約76万戸の賃貸住宅を経営・管理する都市機構について、「業務の見直し、分割・再編、スリム化」を内閣府に設置する有識者による検討の場で検討し、本年度中に方向性について結論を得ること、都市機構（UR）賃貸住宅（旧公団住宅）は「居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ…会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化」を検討し平成24年夏までに結論を得る、としています。</p> <p>1月20日のこの閣議決定の直前に行政刷新会議で決定された「独立行政法人の制度・組織の見直しについて」では、都市再生機構を特殊会社化することと、「特殊会社化に当たっては、本法人の住宅の居住者が居住の安定を維持するため、これを踏まえた移行プロセスを検討する必要がある」としています。あくまで特殊法人化を前提にしており、「移行プロセス」に言及しているのは特殊会社化が賃貸住宅居住者に多大の影響を及ぼすことを自認したものと看做されるを得ません。行政刷新会議決定から閣議決定と、野国内閣が、都市機構賃貸住宅の特殊法人化を図ろうとしていることは明白です。</p> <p>都市機構賃貸住宅は、その経営・管理主体は、もともと日本住宅公団として出発し、統廃合を三度繰り返して、2004年から独立行政法人都市再生機構となっていますが、半世紀以上にわたって蓄積されてきたかけがえのない公共住宅です。</p> <p>団地には居住者の自治会活動が結実して良好なコミュニティが形成されています。防災活動も活発に取り組み、地域の防災拠点の役割をはたしています。高齢者世帯の安住の場であるとともに、次世代をになう子育て世帯にとっても安心・安全の居住の場であります。</p> <p>居住者の実態は、全国公団住宅自治会協議会が2011年9月に実施した第9回団地の生活と住まいアンケート調査では、60歳以上の世帯主が約70%、その中で年間収入251万円以下の世帯が49%に達しています。</p> <p>78%の世帯が「公団（UR）賃貸住宅に長く住み続けたい」と願っています。</p>

「居住者の居住の安定」を確保すること。「安心して住み続けられる公共住宅」を維持させることが政府の責務であります。

以上のことから、貴議会におかれましては、政府に対して次の陳情事項を要望する意見書を提出していただきますよう、お願いいたします。

【陳情事項】

1. 都市機構賃貸住宅は、公共住宅として本市の住宅政策をはじめ、まちづくり、防災計画等に積極的な役割を担っており、特殊会社化すべきではない。
今後とも、政府が直接関与する公共住宅として継続すること。
2. 都市機構賃貸住宅では居住者の高齢化と低収入化が急速に進んでいる一方、子育て世代にとっても必要な公共住宅であり、政府は、都市機構賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていること、及び、これまでの国会附帯決議等を十分踏まえて、居住者の住宅の安定策を推進すべきであること。
3. 政府は、公共住宅の役割を明確にするとともに、民間・公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立すること。